平成29年度第4回療育支援専門部会　議事概要（H30.1.12）

１　開　会

障害福祉事業課副課長挨拶

２　議　題

（１）審議事項

第六次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る案について

（２）報告事項

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案について

３　その他

（出席）佐藤部会長、吉田副部会長、石井委員、江ヶ﨑委員、小野委員、國井委員、小島委員、新福委員、鈴木委員、田熊委員、竹内委員、田中委員、福留委員、前本委員、山本委員、吉野委員

（欠席）小熊委員、谷口委員、長谷川委員、林委員

（19:50 終了）

〇会議概要

・丸山障害福祉事業課副課長の挨拶

皆様、こんばんは。障害福祉事業課の副課長の丸山でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県の障害者施策の推進に格別の御理解と御協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

さて、第六次千葉県障害者計画の素案作りにつきましては、各専門部会において、分野ごとに検討を進めているところであり、来月初旬に開催する本部会に計画案として提出することを予定しているところでございます。

本日の会議では、第３回専門部会以後に開催された本部会及び障害者施策推進協議会において、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえた計画素案の修正内容等について説明させていただいた後に、さらに、委員の皆様から忌憚のないご意見をいただき、当部会としての案をまとめさせていただければと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

・議事

【佐藤部会長】

皆様あけましておめでとうございます。それでは、委員の皆様、よろしくお願いします。配付されております、会議次第の順番に沿って、議事を進めさせていただければと思います。まず、(1)審議事項①第六次千葉県障害者計画の療育支援分野に係る案について、事務局から説明をお願いします。

【障害福祉事業課　池田班長】
資料1、2、参考資料1-2、2-2を説明。

【佐藤部会長】
丁寧なご説明ありがとうございました。それでは、ここから質疑応答に移りたいと思います。今もお話がありましたように、来月に本部会が予定されているとのことでございますので、できれば本日中に部会案をまとめたいと思います。委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。中分類が5つありますので、中分類ごとに、ご質問をお受けしていきたいと思います。
まずは、資料1の1ページから3ページの(1)の障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実について、確認したいことがありましたら、よろしくお願いします。

【福留委員】
本当に素朴なところの確認なのですが、県の方の策定の案では「障害のある子ども」の「子ども」の表記が平仮名になっているのですが、内閣府の方の資料を見させていただくと漢字になっているのですが、この背景というか表記の意味というのは、何か特別なことはありますでしょうか。

【佐藤部会長】
はい。いかがでしょうか。文部科学省の資料でも入り乱れているところですが。

【障害福祉事業課　池田班長】
意味と言われると難しいのですが、第五次の計画でもこのような表記をしておりまして、それを踏襲しております。県と国の表記の違いについて、申し訳ございませんが、根拠となる資料は持ち合わせてございません。

【福留委員】
個を重視しているか、マスを重視しているのかという意味合いに取ったのですが。

【佐藤部会長】
なるほど。障害のある子、と切ってしまうこともあるということですよね。両方総称されているとも思うのですけれども。委員の皆様、今回は「子ども」という表記で統一するということでよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

【田中委員】
3ページの医療型児童発達支援事業所数について、増加に努めますという表記なんですけれども、いただいた資料の2-2の目標値を見ますと、各市町村又

は各障害福祉圏域に少なくとも一つ整備と書かれているんですね。これが目標値になると思いますので、それをこちらにも入れてもらうというのはいかがでしょうか。

【佐藤部会長】
資料2-2の何ページになりますか。

【田中委員】
1ページの表の一番右の目標値というところですけれども、何か所か（注）ということで、一番最初に出てくるのは上から三つ目のマスですが各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも一つ整備と書かれておりますので、数ではなくこれを目標にしていると分かる表記をしていただければと思います。

【障害福祉事業課　池田班長】
医療型児童発達支援に限らず、内閣府の資料ですと児童発達支援、放課後等デイサービスについても原則として各市町村において一か所以上の設置を想定というような書き方がされております。ここでは明確に申し上げられませんが、改めて課内で検討させていただきたいと思います。

【佐藤部会長】
よろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。それでは、最後にまたまとめて全般を通してご意見を伺いたいと思いますので、次に4ページから5ページを開けてください。(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化について、ご意見等ございましたら、赤字で修正した箇所も含めてご確認をいただければと思います。
ここにつきましては本部会の委員から指摘を受けた、赤字の部分も含めてご了解ということでよろしいでしょうか。
それでは、次に6ページから7ページ (3)地域における相談支援体制の充実について、皆様から確認をしておきたい部分があればよろしくお願いいたします。ここは今回、大きな修正はなかった箇所になります。
よろしいでしょうか。それでは、次に8ページから10ページまで、(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実という項目になります。

【前本委員】
単純な質問なんですけれども、8ページの下から4行目のところに、平成２７年４月に施行された子ども・子育て支援新制度における、というところで「子どもが障害を有する場合」は「優先利用」の対象とするよう示されているということで、このように運用されるということで、これはこれで了解なんですけれども、実際この2年間で優先利用はどのくらい実現しているものなのでしょうか。県で実情が分かれば教えていただきたいのですが。

【佐藤部会長】
データみたいなのはあるのでしょうか。

【障害福祉事業課　池田班長】
この部分については子育て支援課が所管していますが、今日は担当課を呼んでおりませんので、後日確認をさせていただきたいと思います。

【前本委員】
そこは是非教えていただきたいと思います。単純な実感なんですけれども、障害があるんですね、じゃあどうぞ是非といって、繰り上げて優先してもらっているような印象はないものですから、これは実際はどうなんだというのがありますので、次回以降で結構ですので教えてください。よろしくお願いいたします。

【佐藤部会長】
ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

【田中委員】
8ページの下から10行目のところなのですが、入所施設等と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定とあるのですが、現在の時点で恒久化されたということであったら、ちょっとおかしいかなと思うんですけれども。みなし規定はもう恒久化されているので。

【佐藤部会長】
恒久化する方針が国から示されたという表現がおかしいということですか。

【田中委員】
はい。そのようにもうなっているということですから。

【前本委員】
この間もそのようにおっしゃったので、調べたのですが恒久化したという表現は見つからなかったのですが、どこにあるのですか。恒久化する方向でやろうというのは見つけました。

【田中委員】
3月31日までがみなしの期間であったので、4月1日からどうなっているかということですよね。

【佐藤部会長】
県で何か把握していますか。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
前本委員がおっしゃった通り、方針は示されておりますが、恒久化したというような省令等は示されておりませんので、確定したというものは出されていない状況です。

【田中委員】
これが出るのは4月ですよね。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
4月に実施というか恒久化される予定です。関係するもので入所施設の省令案のパブリックコメントが1月10日まで実施されていて、ここに恒久化という表現はないのですが、みなし規定は平成30年3月31日までとなっていて、福祉型の施設について記載がありますが、こちらも方針は示されているのですが省令は出されていないので、確定ではありませんので、恐らく医療型についても同じタイミングで出るのではないかと思ってはおります。

【田中委員】
福祉型の方のみなしは延長されるということですよね。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
はい。福祉型は平成33年3月31日まで延長するという方針は示されているのですが、まだ国から省令という形で出てはいないので、今年度中に医療型についても省令等の形で出るものと思われます。

【佐藤部会長】
そうしますと、やはりこの表現になりますかね。よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にご意見（4）についてありますでしょうか。
では、ご議論ありがとうございました。それでは次は長いです。11ページから最後のページの14ページまで、今回この部会でもかなり議論が出たところでありますけれども、（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実ということで、今回もいくつか赤が入っておりますけれども、赤字の部分も含めて再度ご確認いただけますでしょうか。ちょっと時間をとりますので。

【竹内委員】
ご説明を聞いていて気が付いたものなのですけれども、12ページの④の赤く直している部分のご説明のところで、内閣府の資料で49ページの丸の二つ目ですかね。ここを参考にして④を記載したというご説明だったのですが、これを見ると、赤い字で障害に対すると書いてあって、障害者というのを消してあるんですよね。これの意味は何かなと考えていたのですが、④の直し

た方には、障害のある子どもたちへの理解と書いてあって、わざわざ障害者を障害者に対する理解と内閣府が直した理由を私は知らないですけど、もしかしたら障害者本人に問題があるという風に考える考え方をICFの視点と言いましょうか。そういう考え方に基づけば、障害者そのものに問題があるという理解ではなくて、障害そのものに対する理解とした方がよいのではないか。そういう意味なのではないかなと読み取ったのですが、もしそうだとしたらここに載せる文章も考えた方がよいのかなと考えたわけです。この辺はどうなのでしょうか。

【佐藤部会長】
委員の皆様から関連の意見はございますでしょうか。

【石井委員】
④の最初の文章を見ると、児童生徒との交流及び共同学習ということで、恐らく子どもという実体があって、その子どもたちの交流を通して、その子どもたちの理解という流れなのかなと思います。障害の理解というと、もうちょっとこう上と言いますでしょうか、我々専門職みたいなのが障害全般について、理解するみたいなニュアンスがあって、地域の人々は障害というそのものを理解するのではなくて、まずは一人一人の子どもを理解しようという、もう少し下の次元の啓発活動なのかなと思ったので、私はむしろ県の子どもたちへの理解という方が実際的というか子どもが見えていていいかなと思いました。

【佐藤部会長】
ご意見ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今回、教育でも文部科学省が新しい学習指導要領を示しましたけれども、共生社会の実現に向けた決意と覚悟がにじみ出る様な文言があちこちに散りばめられております。今、石井委員からありましたように、④の読み込み方はおそらく障害を窓口に見るのではないということだと思います。まず、子ども同士の交流を通して、子ども同士がお互いに理解を深めるということがあるかと思います。そのプラスアルファで障害理解教育という言葉がありますが、現実的には学校側はそれも推し進める時代になっています。とりあえず療育についてはこの表現でよいと解釈しますがよろしいでしょうか。
では、他にいかがでしょうか。④以外につきまして。
それでは全体を通しまして、何かお気づきの点があれば、よろしくお願いいたします。はい、ありがとうございます。それではこれまで3回に渡って、かなり活発なご意見を皆様からいただきまして、今回の資料1について何点かご確認いただくことはありましたが、資料1の内容で2月上旬の本部会に提案させていただくということにさせていただきますので、ご議論、ご協力ありがとうございました。

つづきまして、報告事項について事務局からご説明よろしくお願いいたします。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
報告事項について説明。

【佐藤部会長】
はい。ご説明ありがとうございました。確認なのですが、省令案の改正で今年の4月1日に施行ということですが、千葉県としてこうしてほしいといえば多少変わったりするものなのでしょうか。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
新設されるサービスについては、児童福祉法をはじめ、関連法の改正が行われていて、実施が4月1日となっていて、その運用とかの基準に係る省令なので、あまりこれから動くことはないと思うのですが。

【佐藤部会長】
ここがよく分からなかったとかあれば、よろしくお願いいたします。

【前本委員】
資料の2枚目の裏の部分ですが、相談支援専門員の数の標準ということで、利用者35人に対して相談支援専門員1人とするという、比率が出ているのですが、これまでこういう基準ってあったんですか。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
今まではなかったと思います。指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準は市で行うもので、省令に準拠する形になっているので、パブコメの結果を受けてにはなりますが、省令と同じ基準になるかと思われます。

【前本委員】
35人以上の相談を受けている相談支援専門員はたくさんいると思うんですよね。実際、経営上といいますか収支上は35人に限定すると苦しいところが出てくると思うのですが、その辺りはどうでしょう。これは実現可能な数字なんですか。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
改正するというものは国から来たのですが、詳しい資料や説明等はない状況で、地域生活支援班が相談支援事業に関する業務を行っているので、そちらにも確認して次回にでもご報告することができればと思います。

【前本委員】
心配するのは、36人目をみたとしたら、あなたもう35人みたでしょと言って受理してもらえないということがあるのでしょうか。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
そちらについても、改正内容だけ示されていて、報酬改定の結果が2、3月に出ると思うのですが。具体的な加算、減算や受けられる受けられないとか。業務を担当している地域生活支援班にも確認して報告したいと思います。

【前本委員】
もう一つ質問なのですが、利用者35人というのは子どもが35人ということなのでしょうか。指定障害児相談支援事業って、単独でとっているところはあまりなくって、成人の相談支援と抱き合わせでといいましょうか、両方とっているところがほとんどだと思うんですよね。それで大人も子どもも含めて計画相談を作っているところで、利用者35人というのはその中の大人は50人みてても、子どもは35人みていいですよってことなのか、大人も含めてとにかく1人が35人以上みてはいけないということなのか、どっちなのでしょうか。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
すみませんが、そちらについても、詳しい情報がこちらに入っておりませんので、今後国から情報が入りましたら、ご報告させていただきます。

【前本委員】
これ4月1日からなんですよね。もし、このままで利用単価も変わらないとなると、現場は相当困ると思うんですよ。相当困るというか、やっていけなくなると思うんですよ。それは目に見えているんですけど、どうなんでしょう。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
これに限らず、省令がまだ出ていないという状況については我々も非常に困っている。詳細が分からないと条例も作れないので、実はもう間に合うか間に合わないかぐらいなので、国にはできるだけはやく出してくれといっている状況です。

【前本委員】
このまま出ると、早く出ても仕方がないので、抗議を是非してほしい。これでは食っていけないです。正直。それと二つの心配があって、一つは子どもをみれる相談支援専門員というのは、現状、まだ非常に少ないです。ですから、どの地域もそういう方は非常に貴重で、どうしてもその方に話が集中

するんですね。だから50人以上みてますという方もざらなんです。そこの相談支援専門員が36人からはみれませんとなってしまう可能性と、それから、これが大人も含めてそうだとなってくると、大人でもう30人みてるから、子どもは5人しか作りませんとか、そういう形で断られてしまうと思うんですね。それでなくても、子どもの計画相談が進んでない地域がまだいっぱいあるので、都市部であれ、田舎であれ、これさらに実現が難しくなってくると思うんですね。するんであれば二つ手があると思うんですけれども、例えば計画相談の単価を倍にするということが一つ、それからもう一つは現在、まったく無給でやらされている基本相談、基本相談はまったく給付の対象になっていないわけですよね。千葉県の子どもの場合には、そこの部分が相談支援専門員の制度より先んじて、療育支援コーディネーターという形でこれはもう一括給付でどんな難しい問題でも置けます。つまり基本相談の専門版なわけ。そこのところで相談支援専門員さんが基本相談で単価がついて、活動できればそれは非常にいいことなんですけれども、そこの見通しがないですよね。無給のまんまですよね。これで計画相談の単価も上がらずに、人数制限が入ってしまうと破たんすると思うのですがいかがでしょうか。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
今、こちらにある情報としては一人の相談支援専門員が、国で出しているものでいうと1月に実施するサービス利用支援等の標準件数を設定するということとですね、相談支援専門員が1月に標準件数を超えて一定件数を上回る継続サービス利用支援等を行った場合、当該件数を超えて実施した継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助の基本報酬を減算するということで、まず報酬改定チームで話があって、それでその基準を35人と示されたので、多分、条例か規則かは市で作成すると思いますが、減算がどの程度か標準とあるので何かしらの例外や特例はあるのかとかの詳細なところについては、まだ国から何も示されていない状況です。

【前本委員】
35人というのは質から言ったら正直、妥当かなと思うのですけれども、一人が抱えすぎても基本相談を含めてやれば、このあたりが現実問題としてはいい数字かなと思うんです。だけど、現実、これでは食べていけない。診療報酬しかついていないので、これではやっていけないわけですね。基本相談なんてやってようがないわけで、とにかく計画相談、回数を稼ぐというんですか。それしかないんですよ現実。その中で、相談支援専門員として仕事をしている人自体が、研修を受けた方の3割くらいですよね、確か。それを考えると、相談支援専門員さんも足りない、一人がやっていい数も制限、そうなってくると理想論だけが独り歩きして、現実はもっとひどくなる気がするんですね。相談支援専門員は何千人もいます。障害者の方がいたらどこでも行きますってなっていれば、35人でいいと思うのですけれども、その辺の部分をはっきりしてくれということを、もし今日の時点で県が把握していないの

でしたら、是非とも明日にでも厚労省に確認してほしいのですけれども。いかがでしょうか。

【障害福祉事業課　本郷副主査】
このことは計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の適切な評価という項目で言われているので、事実確認も含めて、実際に相談支援を行っている班にも状況確認をさせていただきます。

【前本委員】
よろしくお願いいたします。

【佐藤部会長】
はい。かなり切実な問題も絡むようですが、ありがとうございます。是非確認していただければと思います。

【吉野委員】
この計画相談、指定の障害児相談については、障害福祉サービスを使うのにサービス利用計画案の策定がないと、現実には放課後等デイサービス事業を使えないということで、とても大切な相談支援事業なんです。ドクターの意見書だけでやっていらっしゃる方はまだまだ数が少ないので。これが児童に関わる部分だけでなくて、NSKがかなり絡んでいるとは思いますけど、やっぱり質の高い相談をするには、1人の相談支援専門員に対して、35人位が妥当だろうと。計画を出してモニタリングをして、児童の場合にはモニタリング期間も短いので、35人位が妥当で1人についてこれだけあれば、お給料が高くはないけど払えるだろうという算定の基になさっているそうです。ただ、現状は障害児の相談支援をする相談員が数が少ないので、登録はしてあっても現状、それを受けている相談員がとても少ないので、大体皆さん1人で100件前後、100件を超えてらっしゃる方も多いです。それから、各事業所にそれを35で振り分けるとすると、今から4月までの間に4名ないし6名の雇用をしなければなりません。現状、そのものが相談支援専門員の初任者研修を受けても30%位、その中で児童をやる人は10%もいません、5%にも満たない千葉県の現状の中で、私共の事業所だと200名近くの児童が計画相談をやっていますが、4月までに省令が決まって、条例が決まって市町村に降りてきて、それから雇用をして減算になるようでは雇用すらできないというのが現状です。それから、児童は年度末で切られたり、お誕生月で切られたりしている時に、現状で35人、50人、60人と抱えている1月の中で36人目の方が切られてしまうと障害福祉サービスを使えなくなります。という問題があって、それぞれの市町村が調査に入ってきています。虹と風相談室にも色々な市町村から、ヒアリングが入ってきています。現状と計画との乖離が児童の部分についてはとても激しいのと、減算になるということであれば辞められる事業所がかなり増えると思いますので、とてもこれはしっかり考えていかないと、放課後

という事業をしている中でもご利用できなくなる方がこの4月から増える気がして、放課後の方でもかなり心配をしているところです。どうしたらいいのかは省令が示されていなくて、県の条例にもなっていなくて、市町村はもたもたしている、分からないから何の手の打ちようもないので、私共、事業所、現場としては今からこの3カ月で雇用が出来ようはずがないです。なので、ここはちょっと考えていただければ、理想論と現実の乖離の部分を。現場で考えてほしいのなら、やっぱり千葉県から意見の具申をしていただけると、ありがたいなぁという風に思っております。

【佐藤部会長】
　貴重なご意見ありがとうございました。是非、千葉県の方としても今のお話しにあったような現状をお伝えいただくことも必要なんだろうなと思います。そして今、吉田副部会長からもご示唆いただいたのですが、（５）の経過措置のところに31年の3月31日までは従前の例によるものとするとあります。しかし、この1年間あればできるのかというとそんな簡単な問題ではないのだろうと思います。是非その点も含めてですね、千葉県として厚労省の方にご確認をしていただきたいと思います。療育支援部会としてもこの問題については引き続きフォローしていければと思いますので、是非よろしくお願いいたします。
　では他にこの省令案について、いかがでしょうか。
　それではよろしいでしょうかね。これで閉じる気になれば閉じることができちゃうんですけど、せっかくお集まりいただきまして、ちょっと早めに済みました。これが正式に4月1日から新しい計画案が出ますので、その来年度以降、療育支援部会として重点的に取り上げたいような課題等あれば、ぜひ、ご提案ください。すでにもう一つ出ましたですね。指定事業に関わる問題等を我々としてフォローすることになると思います。ここからは言いっぱなしで構わないと思います。これは何か確認するということではありませんので、我々からいくつか意見を出させていただいて、この後また福祉部様の方でもご検討いただいて来年度以降の療育支援部会の中でフォローしていくということになると思いますけど、委員の皆様からいかがでしょうか。特に資料1であげられました計画案の（4）、我々が責任を持つところの（4）障害のある子どもの療育支援体制の充実というところ、この中でも特にここを重みづけしてできたらいいんじゃないかみたいなご意見があれば、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

【吉田委員】
　場違いな話になるかもしれませんが、私は今、成田で仕事しているんですが、成田の地域の方と色々話をするのですが、今日たまたま鎌ヶ谷市の市議の方とお話しをして、色々な市議会のHPで議題を見ることができるんですね。一般質問とか。そうすると地域包括ケアですとか障害者に絡むことについては、単体でこの手当はどうにかしろという意見は出るのですが、こうい

う制度の話は出てこないんですね。今日、議員と、成田の議員とも話したんですが、制度を知らないんですね。地域包括ケアシステムが大変な騒ぎで動いているんだけど、議員が知らない。鎌ヶ谷市というのは今年度、4回議会があって、一人が一つだけです。地域包括ケアシステム。それも特養を持っている先生がですね、お金がどうなるって話ですよ。つまり自分のところの関心事だけ聞いていて、市民のことなんか誰も考えていない。ましてや、障害を持った方たちのことなんか考えていない。今の激変緩和、これ役所が好きなんですが、31年の3月31日までやりますよ。あと例えば今回の報酬改定はトリプルであるわけですね。医療、介護、障害ですね。それをプラスにするために、皆さんご苦労されているわけでしょ。例えば日本医師会なんかとんでもないことやって、自分たちの分だけ上げていくんですね。おかしいとは思うんだけど、恐らくこれ国会議員の方もわからないと思うんです。私がいつもやっているのは、私、千葉13区なんですけど、国会議員に直接会いに行きます。この仕組みこうなってるんでおかしいと思います。話してくださいというと、直接議員が会ってくれることもあるけれども、秘書どまりのところもある。関心を示していて聞いていても、ありがとうございますで終わりです。それでお終いでレスポンスが何もない。本来はこの計画をつくりました、こういう問題がありますという時に、例えば県の各会派の代表者とこういう委員がこういう計画を出しましたと、何かご意見ありませんか、我々はこういう県政を望んでいますみたいな、一歩踏み込んで新しい仕組みを作っていかないと。とにかくこの計画を読まないと、読んで隅から隅まで見ておかないと皆さんから叩かれて、ニュースかなんかに書かれたらはじかれちゃいますよ位のことをやらないと、この計画は活きないのかなと、過激な表現ですが今の話を聞いていて思うんです。35人はいいんです。適切です。介護保険にも上限があるからやるべきなんです。ところがひどいですよね。報酬が。そして医療保険をみればわかりますが、誘導してきますから、つまり、ある方向に誘導したければ加算をどんどんつけていって、減算をつけていって誘導していきます。恐らく、こういう手法で行くんだけど、恐らく十分に食えるだけのお金が出ることはない。ただ、私はそれは大事だなと思って、隣の韓国の医療関係者と昨日会って話したら、韓国はどんどん削っていったんですね。そしたら事業者がですね、病院が工夫をやって、病院の中に百貨店を作ったり、すごい食堂を作ったり、例えば一万人来る大病院がこの食堂に皆を誘導して稼ぐとかですね、絞れば、知恵を出すという話を聞いて、それは面白いなと。あれやこれや話して申し訳ない。でも、やっぱりこの仕組みを、県議の先生方に届ける仕組みを各自でやるか、それかこれを県の議会に上がっていって承認を、先生方に配られると思うんだけど、チームを作って各会派に説明にいくとか。もう少し真剣に考えてくださいねと、我々ももう少し真剣に予算とかそういうことを決める人たちに伝える手立てを考えてもいいのかな。今の話を聞いてふと思いました。以上です。

【佐藤部会長】

はい。ありがとうございました。是非、本部会の方でも、そのような動きが取れればよいかと思いますけれども。このような形で構いませんので、委員の先生方の方から何か。

【吉野委員】
すいません。これを見ていて、地元が八千代なものですから、教育に関して特別支援学校は県の管轄でとても充実してきていて、コミュニケーション機能とかそれぞれの機能も有意義になってきているのですけれども、特別支援学級が各市町村扱いなんですね。それで各市町村の教育委員会の中でしか色々なことが決められないので、今は特別支援学校と学級とに教育の質の差があってはいけないと私は思っていますし、お母さま方も地域の中で暮らしていて、インクルーシブなと思っているんですけれども、明らかに明確に質の差が、っていう問題があって、それを解決していくのに県の条例の中では特別支援学校のことが書かれていても、学級であったりっていう市町村扱いの部分についてはなかなか言及することが出来ない。だけれども、インクルーシブな教育のためにも地域で交流に出るだけでなく、地元の学校へっていうことがあって、それがこういう計画の中に一文でも一行でも盛り込んでおけないものなんだろうかなと感じるところではありますけれども、どういう風にしたらよいのか私には素材が何もないのですけれども、疑問に思うことだけをお伝えさせていただきます。

【佐藤部会長】
はい。貴重な意見をありがとうございました。恐らくこの計画で言うと⑮とかですかね。13ページですね。⑯、⑥も入ってますかね。書き込みはあるにせよ、各市町の教育委員会の取り組みにかかわる話がありましたけど、最終的には学校長が1年1組の担任を決めるように、支援学級の担任を決めることになりますので中々難しいですね。どう組織だってやっていくのか、皆頭を抱えているところです。たくさん支援学級を作りました。しかし、支援学級という飛行機をたくさん作ったんだけれども、パイロットがいないという現状なんです。だからこの専門性担保の問題は本当に喫緊の課題です。私も新任の支援学級の担任の研修会に毎年関わらせてもらっていましたけど、新任の先生の数は5年前の倍になっています。一気に増えましたので、中々難しいんですね。鈴木先生の方からも何かフォローをいただけますでしょうか。

【特別支援教育課　鈴木指導主事】
2回目の会議でしたかね。整備計画等のご案内をしたのですけれども、あの時はまだ計画は出来てなかったのですけれども、10月18日かな。県教育委員会会議で通りましたので、推進基本計画という形で県の教育の特別支援教育に係る計画が成立しました。この中で今回、計画については国の指針が出ていまして、この国の指針とこちらの推進基本計画と合わせて、合致するものはどんどん取り入れていこうという姿勢でこの内容に関わらせていただきま

した。今、ご質問というか、ご意見のあったところについては、推進基本計画にもあるんですけれども、そのまま運用して、とても大事な計画ですので、11ページでいうと③、12ページの方がよいかもしれませんね。12ページでこの通常の学級、障害のある子は通常の学級にもいます。通級ももちろんあります。特別支援学級、特別支援学校、病院にも訪問あります。ありとあらゆるところで、障害のある子が学んでいます。このありとあらゆる場所でも、訪問教育を受けた子が特別支援学校行った、特別支援学級に行った時に教育内容違うんで受けられませんとかはそういったことはもうなしにしましょう。連続性のある学びということで、どこの学校で学んでいても、どの場所で学んでいても障害のある子どもに対して、すべて教育が途絶えないように、転校、転学そういったことを唱えるより全ての教育環境を整えていきましょう、というのが今回、私たち大きな計画と捉えていますので、今、ご意見のあったことは課に持ち帰って、こういったご意見が療育支援部会で出ましたので、こういう声がありますので私たちで努力しましょうと伝えますので、今のご意見についてはこのままで③をいかに私たちが実行できるかというところを見守っていただければなと思います。以上でございます。

【佐藤部会長】
はい。ありがとうございました。本部会としても引き続き、来年度以降、このことも話題にしていければと思います。他にいかがでしょうか。

【小野委員】
先ほど、吉田副部会長がお話ししていたこととも繋がるかと思いますが、市の障害課にあまり専門的な方がいないな、ということを常々感じています。コンスタントに2年、3年で異動されることが多くて、私達親は市に相談に行くことが、一番身近な頼りにしたいところですが、市の担当の方がよく分かっていらっしゃらない。制度的なことやサービスは分かっていても、実際に困っていることを継続的に相談できる相手ではないことが、とても残念です。行政の方、各市の担当の方には専門職の必要性を理解していただきたいと思います。

もう一点、このような場で福祉施設や事業所・学校等の教育の現場とで、本人をどのように支え、育てていったらよりよく育つかということを、皆さんで検討していただいているのは本当にありがたく思います。親も共同で、この子たちを育てていかなければ、上手くは育っていかないと、私自身も他の親御さんの相談をお聞きしていても痛切に感じています。親の寄り添い方や対応が変わることで、子どもの問題も大きく良い方向に向かうことは多いです。しかし親を育てる場が、あまり充実していないように思います。私自身は成田市の障害のある子ども対象の専門家と保健師の親子教室に、子どもが2歳の時から参加できたことで、親子一緒に丁寧に育ててもらう経験をしました。これまで、思春期パニックなど色々なことがありましたが、専門家の方にお願いしながら、親も一緒に勉強しながら頑張るというところを育てて

もらったと思います。親を療育者に育てることは大切なことですから、ペアレントトレーニングの重要性を各市の担当の方が理解され、市が主体となってペアレントトレーニングを継続的に開催したり、親子教室や相談会等を市が丁寧にやっていただくことが大事なことだと思います。サービスばかりに頼って、親が子どもを育てられないのではと、心配している声も多く聞きます。

何か問題があった時に、親と専門家と学校等その子に関わる方達で、手を取り合う土台作り（ネットワーク）を、できるだけ早い時点でしてもらいたいなと考えております。

【佐藤部会長】

はい。貴重な意見ありがとうございました。では前本委員お願いします。

【前本委員】

全然関係ない話でもいいですか。フリーディスカッションで。いつかどこかで議論してほしいことがあって、今まで全く出てきていない事柄なんですけれども、療育手帳のことについて皆さんに考えてほしいと常々思っております。療育手帳はご存知のとおり知的障害に対する障害認定の制度ですけれども、御存じの通り、日本は知的障害の法的定義がないんですよね。そして、療育手帳は法的根拠がなく、実施されているわけですよね。以前は厚生労働省の事務次官通達で国がやっていたんですけれども、地方自治法の改正で国の委任事務が廃止になって、それに巻き込まれて今は都道府県知事の知事通達で取得するとなっていて、法的には何の根拠もない手帳が知的障害の世界で基本となっているわけですよね。特別支援学校の入学規定にも療育手帳をもっているかどうかというのが大変大きい要素になっていると思うんですけれども、こういった大事なことが不法、無法、法的根拠がない状態でこのまま続けられていいのだろうかというのは常に思っているんです。特に昨今、発達障害の方が増えているけど、発達障害に対する手帳はない。法的根拠はあるのに、手帳はない、法定手帳はないという状況で、知的障害があれば法定根拠がない手帳を取って何とか法的サービスにのっけるという状況になっているわけで、これは根本的に問題だと思っているのですね。よく日本で三障害と言われるのは、よく言ってますよね国が、四障害目は作らないって、これは肢体不自由、精神障害、知的障害、この三つですけど、肢体不自由と精神障害についてはちゃんと法的根拠があり、法定手帳があり、そして医師が診断書を書いて、それに基づいて判定するという法律になっているわけですね。医師法は医師に対して、診断書を求められたら断ってはいけないという法的縛りがありますから、双方で法的縛りがあって行政の判定機関が、診断書を書いたものでないものが判定するわけですよね。それは一つの公平性が担保されていると思うのですけれども、これが一切ありませんから、結局どうなっているかというと、児童相談所で判定しているわけですよね。児童相談所が、医師の判子があるはずですけれども、それを雇われてい

る児童精神科医がめくら判を押しているわけですよはっきり言って。これでよろしいですか、はいどうぞと。それで医師は誰からそのハンコの報酬をもらっているかと言うと、児童相談所からお金を貰っているわけですよね。だから、県の行政機関の児童相談所が医師を買収して、その利益誘導というか、利益相反ですよね、お金貰って都合のいい判子押さして、手帳を出すとか出さないとか決めて、出さないと決めたら文句は知事に言えと紙切れ一枚出てくるわけですよね。これ本当におかしいですよね。詐欺だと思うんですよ、私。発達障害者支援法が昨年8月1日に改正されましたけど、そこにも国会の付帯決議で発達障害に対する法的手帳について検討するようにと、書いてあっても全く厚労省動いてないですよね。児童相談所の中だけで、ブラックボックスの中だけで動いているわけですよ。私、精神科医に言ったことあるんですよ。君たちが児童相談所の仕事を断れば、療育手帳の制度崩壊させられるよって。さすがにそんなわけにはいかないでしょと。そこは常識的な答えを言ってましたけど、そういうお金を貰った相手のために判子を押している、誰のどういう子をみたかっていう医者なのに、お子さんみてないのに一定の判断を下しているわけですよね。医療機関じゃない場所で、カルテも残らない、何も残らない、だから間違った判断しても訴訟にもならないですよね。そのおじさん。私たち通常診療しますとカルテが残り、過誤があれば訴えられて損害賠償を払うわけです。医者、首になるわけです。そういうことが全くない守られた密室で療育手帳が作られているということを是非皆さん知っていてほしいし、県は知っていて知らんぷりしているだけですよね。しかもですね、判定に使っている知能検査は田中ビネー、昨年度は改訂版田中ビネー検査です。1987年版を使っていました。知能検査はご存知の通り、フリン効果というのがあって、10年経つとIQが8～10上がっちゃうんですよね。その知能検査が求めている生活を毎日していますから、単純に上がっていっちゃうんですよ。で、私どもの病院でWISC4で知能検査をして74とか出ると、児相に行って受けると84が出るわけです。そうするとあなたは知的の遅れはないから、手帳該当外ですと。自閉症が重くて後ろでピョンピョン飛び跳ねていて、これで困っているんですと言っても、全然関係ないですと言われて帰されるんですよね。しかも児相が断る時っていうのが、出す時は窓口対応1人です。でも断る時は2人児相の職員が座って、お宅には出せませんと言って、ある意味威圧ですよね。そういうことが児相の現場で行われているっていうのは、どの位がご存じなんだろうなと思うんですけども、そうやって都合の悪い、行政側に都合のいい知能検査を使って、実際に障害のある方たちに対して不利なことを平気でやっているという、その上で法定根拠のないことをやっている。国家的に問題だと思っているので、いつか議論したいと思っています。やっとですね、児童相談所は昨年から田中ビネー５という、2000年でしたっけかね、この知能検査に変わったんですけど、成人の方の千葉県障害者相談センターでしたっけ、あそこは未だに全訂版ですよね。全訂版の方が古い、年をとった年季の入った心理士さんで新しいこと学んでない人も出来るんですよ。そして新しい知能検査は出来ないと思うんです。

そういった行政の方の都合ばかりで、利用者さんが不利になるような判定が根本にあって、それを前提に組まれている福祉制度って変だと思うんです。それをいつか議論してほしいと思っています。私は思うんですが、場合によっては憲法違反だと思っています。県はどういう見解でしょうか。県がやっている制度ですけど。県の見解を聞きたいと思います。

【佐藤部会長】
　これは担当部署はどこになるのでしょうか。

【前本委員】
　障害福祉課です。

【吉田副部会長】
　手帳ついでに私の持論です。身障手帳も実は戦後の傷痍軍人の手当の等級を分ける時のですね、その基準をそのまま踏襲しているので、例えば視覚障害の中心の視力でみますので、視覚が狭い場合は視覚障害にならないんですね。実はそれは何も療育手帳に限らずですね、この中の日本の仕組みっていうのがかなりおかしいことは、そのまま見て見ぬふりをして古いものの上にまた何か継ぎ足していって、改修、改修をやってきているわけですよね。だから、それはここで議論するのもいいし、県は見解を出せないと思うけど、でも、少なくとも多くのものが戦後良かれと思って作られたものが、時代にそぐわない形で行われていってる。この前、体重19ｋｇで亡くなった、寝屋川のあれは私宅監置ですよね。つまり、精神保健衛生法が昭和23年に法が改正されるまでは、障害のある方、精神障害、知的障害も対象になっているんですね、警察に願い出るわけです。うちの子ども大変ですからと、そうすると警察が許可をして座敷牢を作ることが出来たんです。それを私宅監置と言って、私宅監置は未だに続いているわけですね。私は実は印旛地区で私宅監置を40年ぐらい前に１件発見したということを担当から聞いたことがあるし、20年ぐらい前は北茨城で聴覚障害者の方の座敷牢を発見したという話を聞いたことがあります。そういう面では、どこかで誰かがやらなくちゃいけない。でもそれは、県なのかなという、県から狼煙をあげなくちゃいけない。誰かを連れてこなくちゃいけない、そして誰かにこれおかしいでしょと言って、やらなくちゃいけないのかな。だから手帳でいうとですね、私は是非身障手帳をですね、2020年新しい未来をひらくといってますし、元号も変わりますからね。それを目途に本来その方にあった生きづらさを解消するような仕組みにシフトすることを誰かが言わなくちゃいけない。と思っています。

【前本委員】
　おっしゃるとおりだと思います。

【佐藤部会長】
貴重なご意見ありがとうございます。県の方から何かありますか。

【障害福祉事業課　池田班長】
大変申し訳ないのですが、障害福祉課が2つに分かれ、今おっしゃられた手帳の関係はもう一つの障害者福祉推進課で担当しており、今日は来ておりません。ご意見は伝えさせていただきまして、またそういう議論ができるようなことがあるのかどうかを含めて担当課と相談をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

【前本委員】
次回、呼んでもらえます？

【小野委員】
今の手帳のお話なんですけど、実は息子が手帳の更新で6年更新の年数が空いたので、確か今年だったかなとちょっとは気にしていたんですけども、市からとか県とかそちらのお手紙が来ると思っていて、来ないけどやっぱり今月だなと思って市に問い合わせたら、そうなっていますと、市は承知していたのですが、そのお知らせというのはしないのですね。今は親が管理していますが、B2の本人の管理も自立の一つであるとは考えています。しかし、通知をいただくように丁寧に親切にしていただけるといいと思いましたので、是非お願いします。

【佐藤部会長】
色々ありそうですね。せっかくの機会ですからあと10分くらい。

【田中委員】
私の子どもは重症心身障害者ですので、手帳は二つ持っています。精神に関する薬も飲んでいるからもう一つ取れるよと言われたこともあるけど、そんなにいりませんということで、実際は一つあれば十分で、療育手帳の方なんかは期限が切れても10年前に切れてもなんということもなくそのままだったりして、身体の方は3歳の時に通所に通うようになって、それで手帳を取ったのでそれで3歳の時の写真が貼ったまんまなんですね。最近それを見て、表紙と本人を見て分かってくれるところもあるんですけど、中を見るとご本人ですよねと聞かれることもあるので、最近の写真をもって今年のお正月に人相が変わりましたということで手帳の再発行をお願いしているところです。そんなに一人であっちの手帳、こっちの手帳といらないので、もし手帳を見直す時は是非一冊にしていただきたいと思います。

【佐藤部課長】
ありがとうございます。

【新福委員】
手帳の件で言わせてもらうと、実は東京都は療育手帳ではなく、言い方は愛の手帳なのですが、一度手帳を取得すると18歳まで更新がないんです。ですから、都とすれば必要が生じた時に更新をするという形をとっていますので、幼児期の判定されたものが必要がなければそのままずっと通っていくことになって、お子さんの状態が変わって年齢が上がってくれば色々変わることがあっても都はそこに応じてこないとか、その辺が都道府県によってかなり違うということがあるんだろうなと思うので、また一つ前回、担当の方には個別にお伝えしたんですけれども、児童相談所が療育手帳の申請に行った保護者に対して等級というか判定をどちらにしますか。判定を保護者に決めさせるという、実はそういう実態もあるんですね。ご担当の方にはお伝えして、ちょっと確認しますとおっしゃっていたので、それは前年度の県の体制が変わる前の話ですから、その後どうなったかわからないですけれども。そういう実態があることをご理解していただきたいなと思っております。
私の方から一つ検討していただきたいこととしては、やはり知的障害をお持ちの方がお子さんを持って、生活をしていった時に子育てが出来なくなって施設入所になってくるっていうケースも、やはり多くあるんですね。それを決して否定するわけではないんですけど、出来れば知的障害もそうですけど、一般のお子さんも性教育についてはしっかり対応しなければならない時代になったんだなという風に感じています。特にインターネットとかの情報だけが流れて、その情報を基にお子さんたちが体験を求めていったりした結果、お子さんが最後には施設に預けられて、親元から離れて生活をするっていうことは、やはり望ましい形ではないと思いますので、是非そういうところも学校教育と障害の方もあわせて、ちょっと踏み込みづらい、日本の習慣からは踏み込みづらい部分もたくさんあると思いますけど、そこはしっかりやっていかなければいけないところなんじゃないかなって感じてますので、機会があれば是非ご検討いただければと思います。

【佐藤部会長】
ありがとうございます。手帳に関連してと、性教育に関連してとかなり突っ込んだ話になってまいりましたけど。他にいかがでしょうか。
それでは私から一点だけ、この資料1でいいますと2ページの①です。一番最初の方の部会の叩き台を検討する段階でも申し上げましたけど、いわゆる乳幼児健診の問題です。以前の計画案を立てる時でも話題にして、実際に担当の方に来てもらった経過もあるんですけど、実はちょうど1年前に総務省が発達障害支援関連に関する勧告書を出しております。ここでも一回配っていただいたことがあったように記憶してますけど、乳幼児健診の発見率があまりにも低いだろうということで、「何をやっているだ！」ということで、勧告を出しておるんですね、この早期発見という言葉は好きではないんですけども、乳幼児健診の段階できちっと親御さんと向き合って、子どもの育ちを

確認していただく、システムとか手続きが必要だと思います。それがないと、いわゆる気になる子どもの問題が幼稚園、保育園でじゃあどうするんだとみんな丸投げされている現状が今あるんです。千葉市は平成26年からM-CHATという幼児自閉症の診断基準を乳幼児健診に入れ込む形で今、乳幼児健診を行っています。これは市町村の行事になりますので、県は各市町村に対して、発見率だけでなく、健診における発見のための工夫も含めて是非調査をしていただきたいなと思っています。是非また来年度始まりましたら、このご担当の部署の方にきていただければと思います。毎年実施しているアンケート調査の中に、「どういう工夫をしているのか」ということも入れて頂ければと思います。それを把握しながら皆で検討できればと思っていますので、是非来年度の検討事項の一つに挙げていただければと個人的に思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【吉田副部会長】
何度もすいません。放課後等デイサービスの話なんですけれども、東京都は認可外とか東京の独自の基準でやっていますよね。確かあそこは年に1回査察というか、立入調査を日にちを決めずに抜き打ちでやるようなことで質の担保を図っている。私は放課後デイに関してはですね、私のところの学生がアルバイトに行っているんですね。それで話を聞くとそれで放課後デイなのという風な驚くところが、全部じゃないですけど、学生から聞くとうーんというものがやっぱりある。特別支援学校にお迎えにいっているものすごい数の車を見て、そこで話を聞くと中々ここも差がありすぎる。だからやっぱりそれに対して、例えば東京都は退職した長く保育に携わった方とか退職をされた園長先生でチームを作って立入調査をしている。県も放課後デイについては、そのくらいのことをですね、やってもいいのかなと、それが議題になると大変ありがたいなと、これが私の考えですね。

【佐藤部会長】
ありがとうございました。本当にそのとおりだと思う現実がありますね。是非、来年度放課後デイについてもですね、引き続きフォローが出来ればと思っております。では、よろしいでしょうか。最後、とても活発な議論をしていただきまして、ありがとうございました。本日、予定をしておりました議題は以上になりますけど、何か他に補足とか、事務局からもありましたらよろしくお願いいたします。大丈夫ですかね。それでは予定の時刻も近づいてまいりましたので、皆様には円滑な議事の進行にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。本年度は本当に活発で有意義な議論が出来たと個人的には思っております。で、第六次案につきましては、本日いただいた意見も踏まえて是非、事務局の方で修正いただければと思います。では事務局に進行をお返ししますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【障害福祉事業課　池田班長】
佐藤部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。六次計画案につきましては、田中委員からご指摘をいただきました数値目標のところについて、事務局で検討させていただきまして、委員の皆様にメールでご報告というような形をとらせていただきたいと思います。従いまして、先日の日程調整の段階では1月31日に第5回ということで一応、仮に予定させていただいたところですけれども、ほぼ、六次計画案に関しましては今日の段階でご意見は出尽くしていただいたのかなという感がございますので、31日については一応中止ということで整理をさせていただきたいと思います。

【前本委員】
そうなの？中止？

【障害福祉事業課　池田班長】
2月に本部会がある関係で、1月中にどうしても固めなければいけないということで、本日、議論の調整がつかない場合に備えて第5回の日程を取らせていただいたところです。今後の議題につきましては、佐藤部会長、皆様から活発なご意見をいただきましたので、それを含めて事務局の方で今後どのようなことをこの場で議論するかについて叩き台を作らせていただきます。それを踏まえまして、年度内に開催できるかはこの場で約束はできないのですけれども、その上で次回の療育支援専門部会の日程調整をさせていただきたいと思います。

【前本委員】
この部会って計画立てるための部会じゃないでしょ。千葉県の子どものことを考える会じゃないですか。予定を立ててたならやりましょうよ。なんでやらないんですか。

【佐藤部会長】
1月31日につきましては、この六次計画について、もし調整不可能なところがあれば1月31日、ということで予定していましたので、それは置いて、今いくつも意見が出てきましたので、自分の考えとしては出来れば各部署のご担当の方に一度ここに来てもらって、現状について報告してもらって、来年度以降どうしようかというような会を年度内に一回できればというように考えておりますので、是非そういう方向で調整していただければと思いますが、いかがでしょうか。

【障害福祉事業課　池田班長】
はい。先ほど出ました手帳の関係につきましては、障害者福祉推進課でありますとか、乳幼児健診については児童家庭課ですとか、保育所の関係は子

育て支援課というように、部署が多岐に渡るので日程調整にも時間がかかるので、1月31日以降で改めて日程調整をさせていただきたいと思いますので、ご協力いただければと思います。